

改正案	現行
<p>（特定建築物）</p> <p>第一条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が三千平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が八千平方メートル以上のものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（建築物環境衛生管理基準）</p> <p>第二条 法第四条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 空気環境の調整は、次に掲げるところによること。</p> <p>イ 空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。以下この号において同じ。）をすることができる設備をいう。二において同じ。）を設けて</p>	<p>（特定建築物）</p> <p>第一条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が三千平方メートル以上の建築物（もつぱらこれらの用途以外の用途に供される部分の延べ面積がこれらの用途に供される部分の延べ面積の十パーセントをこえるものを除く。）及びもつぱら学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が八千平方メートル以上のものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（建築物環境衛生管理基準）</p> <p>第二条 法第四条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 空気環境の調整は、次に掲げるところによること。</p> <p>イ 中央管理方式の空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。以下この号において同じ。）をすることができる設備をいう。）を設けてい</p>

いる場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室における次の表の各号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給をすること。

一 浮遊粉じんの量	(略)
二 一酸化炭素の含有率	(略)
三 二酸化炭素の含有率	(略)
四 温度	(略)
五 相対湿度	(略)
六 気流	(略)
七 ホルムアルデヒドの量	空気一立方メートルにつき〇・一ミリグラム以下

ロ 機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給をすることができる設備をいう。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室におけるイの表の第一号から第三号まで、第六号及び第七号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その流量を調節して供給をすること。

八 (略)

る場合は、居室における次の表の各号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給をすること。

一 浮遊粉じんの量	(略)
二 一酸化炭素の含有率	(略)
三 炭酸ガスの含有率	(略)
四 温度	(略)
五 相対湿度	(略)
六 気流	(略)

ロ 中央管理方式の機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給をすることができる設備をいう。）を設けている場合は、居室におけるイの表の第一号から第三号まで及び第六号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その流量を調節して供給をすること。

八 (略)

二 空気調和設備を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、病原体によつて居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずること。

二 給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。

イ 給水に関する設備（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第九項に規定する給水装置を除く。ロにおいて同じ。）を設けて人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、同法第四条の規定による水質基準に適合する水を供給すること。

ロ 給水に関する設備を設けてイに規定する目的以外の目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措置を講ずること。

ハ（略）

三 清掃及びねずみその他の厚生労働省令で定める動物（ロにおいて「ねずみ等」という。）の防除は、次に掲げるところによること。

イ 厚生労働省令で定めるところにより、掃除を行い、廃棄物进行处理すること。

ロ 厚生労働省令で定めるところにより、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行ふこと。

二 給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。

イ 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第九項に規定する給水装置以外に給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合は、同法第四条の規定による水質基準に適合する水を供給すること。

ロ（略）

三 清掃及びねずみ、こん虫等の防除は、次に掲げるところにより統一かつ計画的に行なふこと。

イ 適切な方法により掃除を行ない、衛生的な方法により汚物进行处理すること。

ロ ねずみ、こん虫等については、適切な方法により発生及び侵入の防止並びに駆除を行なふこと。